

埼玉県大規模小売店舗立地審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第6条の規定に基づき、埼玉県大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委 員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者等の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験のある者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、産業労働部商業・サービス産業支援課において処理する。

(委 任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に埼玉県大規模小売店舗立地審議会規程（平成12年埼玉県訓令第39号）第3条の規定により委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に、第3条第1項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成18年5月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。